

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則（規則六（二七）の一部を次のように改正する。

別表第二の「行政職給料表中」「65,600円」を「65,800円」に改め、同表の「高等学校等教育職給料表中」「75,700円」を「75,900円」に改め、同表の「三小学校中学校教育職給料表中」「71,800円」を「72,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和五年四月一日から適用する。